

人事院会議議事録

会議日

令和5年3月23日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官
(幹事) 柴崎事務総長、幸総括審議官
(説明員) (給与局)
三浦給与第二課長、琴企画調整官

議題

- 1 指定職の運用及び級別定数の運用に関する内閣総理大臣への見解の申出
- 2 指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の定め並びに職務の級の定数の設定及び改定に関する意見の申出

議事の概要

- 議題1「指定職の運用及び級別定数の運用に関する内閣総理大臣への見解の申出」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題2「指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の定め並びに職務の級の定数の設定及び改定に関する意見の申出」について、担当局から以下のとおり説明があった。
 - ・ 令和5年度の級別定数等に関する内閣総理大臣通知に対応するため、令和4年12月22日に行った意見の申出の内容に年度途中の定数の変更等を追記した人事院の意見の申出案を作成した。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

指定職の運用及び級別定数の運用に関する内閣総理大臣への見解の申出

令和5年3月23日
給 与 局

1. 制度の概要等

- (1) 一般職の職員の給与に関する法律は、①指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定、②職務の級の定数(会計検査院及び人事院の職員の職務の級の定数を除く。)の設定または改定について、人事院の意見を聴いて内閣総理大臣の定めるところにより決定するものとされており、この規定に基づき、内閣総理大臣の定めとして①指定職の運用に関する内閣総理大臣決定及び②級別定数の運用に関する内閣総理大臣決定(以下「級別総理決定」)が設けられている。
- (2) これらの内閣総理大臣決定では、内閣総理大臣が当該運用に関する規定を改正する場合には、あらかじめ人事院の見解を聴いて、これを反映するものとされている。
内閣総理大臣(内閣人事局)から、内閣総理大臣決定の改正案についての人事院の見解が求められた場合には、職員の適正な勤務条件確保の観点から検討した上で、人事院の見解を内閣総理大臣に申し出ることとしている。

2. 改正案

今般、内閣人事局からは、次の改正案について人事院の見解が求められている。

- (1) こども家庭庁の新設に伴う級別総理決定の改正
級別総理決定においては、官房付等の臨時の官職を占める職員に他の官職の級別定数を流用する場合の目安期間に関して、14日以内(やむを得ない場合は4月未満)を原則としつつ、内閣官房や内閣府、デジタル庁、復興庁の官職に併任する場合には、当該官職への併任期間となるように定められている。
今般新設される、こども家庭庁の参事官等の官職を併任する場合も、時々の情勢により変化する同庁の業務に柔軟に対応する観点から、内閣官房等の官職を併任する場合と同様の取扱いとなるように改正を行う。
- (2) その他組織・制度の改廃に伴う形式的な改正
 - ① 定年の段階的な引上げなどを内容とする「国家公務員法等の一部を改正する法律(令和3年法律第61号)」の施行(令和5年4月1日)に伴い、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」に変更するための改正を行う。
 - ② 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が解散されたことに伴い、該当箇所を削除する改正を行う。

3. 対応案

上記の改正案に関しては、(2)について異論はなく、また(1)については、新設されるこども家庭庁の参事官等の官職を併任する場合も、時々の情勢により変化する同庁の業務に柔軟に対応する観点から、内閣官房等の官職を併任する場合と同様の取扱いとすることは、職員の適正な勤務条件確保の観点から、問題ないと考えられることから、その旨の見解の申出を行うこととした。

以 上